

## 藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 補助金交付の採択条件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 改修後の住宅は地震に対して安全な構造である次のいずれかのものとする。
  - ア 昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの
  - イ 昭和56年5月31日以前に建築に着手したもので、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準により耐震性が確認されるもの
  - ウ 昭和56年5月31日以前に着手したもので、木造住宅耐震補強工事事業又は木造住宅耐震補強計画補強工事事業の実施により耐震性が確認されるもの。
- (2) 全体改修により、階数が2階以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造でZEHレベルの住宅を整備する場合は、以下のアからオのいずれかに該当するものとする。
  - ア 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅
  - イ 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下、「壁量等基準（案）」という。）により構造安全性が確かめられた住宅（壁量等基準（案）のうち、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。）
  - ウ 品確法第3条第1項の規定に基づく日本住宅性能表示基準における耐震等級3を満たす住宅
  - エ 品確法第3条第1項の規定に基づく日本住宅性能表示基準における耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主に対して次の(イ)及び(ロ)の事項の説明を行った上で同意を得た住宅
    - (イ) 国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布す

ることを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること。

(ロ) 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。

オ 公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅

(3) 改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能がある住宅の場合にあつては、ZEH水準への改修を行うもの

(4) 改修前の状態でZEH水準を満たす省エネ性能を有していないもの。

(5) 同一の補助対象の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 付近見取図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図）

(2) 配置図

(3) 補助対象建材・設備等を表示した関係図面（平面図、立面図、断面図等

(4) 省エネ改修工事に係る費用の見積書の写し

(5) 全体改修の場合は、BELS等の評価書の写し

(6) 現況の住宅の全景写真及び改修する部位の写真

(7) 住宅の建築年を証明するもので下記のいずれかの書類の写し

ア 建築確認通知書

イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

ウ 登記簿

(8) 省エネ改修する住宅が昭和56年5月31以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）又は工事中である場合、つぎのアからウまでいずれかの書類（耐震性がある旨が確認できるもの）若しくはエにより耐震改修を行う旨が確認できるもの。

ア 耐震診断の結果報告書

イ 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）

ウ その他住宅の耐震性に関する書類

エ 本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類（耐震改修補助金交付申請書等）

(9) 要領第3条第2号エに該当する場合は同意書の写し

(10) 床面積 300 m<sup>2</sup>を超え、要領第3条第2号のイからエのいずれかに該当する場合は、建築基準法等の改正により令和7年4月以降、改正後の基準を満たさなくなる可能性があることについて説明を受けて同意をした旨の書面の写し

(11) 開口部、躯体の断熱化工事で、子育てエコホーム支援事業等の登録建材を使用する場合は、建材の型番がわかる書類。型番リストを使用しない場合は、基準に適合が確認できるカタログ等

(12) 設備の効率化工事で、子育てエコホーム支援事業等の登録設備機器を使用する場合は、型番がわかる書類。子育てエコホーム支援事業等の登録設備機器を使用しない場合は、基準に適合が確認できるカタログ等。

(13) 構造補強工事を実施する場合はつぎの書類

ア 構造補強工事に係る費用の見積書の写し

イ 計算書及び計画図面

(14) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

(15) その他市長が必要を認める書類

2 要綱第7条第1項の規定による変更承認申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 変更内容がわかる書類

3 要綱第9条の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 領収書等の写し

(2) 工事施工中の写真

(3) 工事完了後の写真（第1項(11)(12)が確認できるもの）を添付

(4) 全体改修の場合は、BELS等の評価書の写し（申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合）

(5) 子育てエコホーム支援事業等の登録建材を使用した場合は、使用した建材の型番がわかる性能証明書、施工証明書又は納品書等。それ以外を使用した場合は、基準に適合が確認できるカタログ等

(6) 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書（仕様基準に適合する建材、型番リストに記載の設備を施工したことを施工者が証明するもの）

(7) 耐震基準への適合が確認できる書類（耐震補強工事を実施した場合）

(8) 構造補強工事を実施した場合はつぎの書類

ア 構造補強工事を実施した箇所の工事前、工事施工中、工事完了後の写真

イ 構造補強工事に係る費用の領収書等の写し

(9) その他市長が必要を認める書類

(完了検査)

第5条 要綱第9条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査報告書（様式1）に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式2）により通知する。

3 前条第3項第2号、第3号及び第8号の規定による写真から施工箇所及び完了を確認できた場合は、完了検査を省略できるものとする。

(補助金の取消し)

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年6月1日付け藤建第32号）

この要領は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日付け藤建第27号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

完 了 検 査 報 告 書

年 月 日		
藤枝市長	様	
検査員 職・氏名		
下記のとおり完了検査を報告します。		
事業者	住所 氏名	
事業の名称	住宅省エネ改修推進事業	
工事場所	藤枝市	
適合させる省エネレベル	<input type="checkbox"/> 省エネ基準 <input type="checkbox"/> ZEH水準	
改修範囲	<input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修	
耐震補強工事	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 不要	
構造補強工事	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 不要	
改修概要	<input type="checkbox"/> 既存開口部の改修	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 高効率給湯機の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 燃料電池システム	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> 蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> LED照明の設置	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	<input type="checkbox"/> その他（全体改修に限る）	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	省エネ改修の確認者	氏名 _____ 資格 _____ 所属名 _____
検査日	検査結果	
摘要		

年 月 日

様

藤枝市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市住宅省エネ改修推進事業について、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条による検査の結果、下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市住宅省エネ改修推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 不備の内容